

## 中小零細企業に対する税務優遇政策の延長（2023年）

今年8月に財政部及び国家税務総局より公布された中小零細企業に対する税務優遇政策の時限措置のうち外資企業に関連する政策を纏めてみました。

## ● 小型微利企業所得税軽減政策

小型微利企業に対して課税所得を1/4にして20%の税率（実質負担税率が5%）で企業所得税を納税するという政策の適用期限が2027年12月31日までと延長されている。

小型微利企業：国家の非制約・非禁止業種に従事し、且つ下記3つの要件を満たす企業		
年間課税所得 300 万元以下	年間平均従業員数 300 人以下	年間平均資産総額 5,000 万元以下
注：年間課税所得 300 万元を 1 元でも超えると、本政策は適用されず標準税率 25%で企業所得税を課税することになる。		

・＜政策＞中小企業と個人事業主の発展に対する更なる支援に関連する税金政策の公告（財政部税・務総局公告 2023 年第 12 号）

## ● 増値税小規模納税者の増値税の減免除政策

月販売額が10万元以下の増値税小規模納税者に対しては増値税の増税を免除する。増値税小規模納税者が3%の徴収率を適用する課税所得は1%の徴収率で増値税を納付する。3%の予徴率を適用する予納増値税項目は1%の予徴率で増値税を予納する。

当政策は2027年12月31日までが期限とされている。

2023 年度における小規模納税者の増値税減免除政策は 2022 年と比較		
基準	2022 年	2023 年
免除	月販売額が 15 万元を超えない場合（或いは 1 四半期で 45 万元を超えない場合）	月販売額が 10 万元を超えない場合（或いは 1 四半期で 30 万元を超えない場合）
免除基準超過	1-3 月：3% ⇒ 1% 4-12 月：免除	通年：3% ⇒ 1%
注意：納税者は一部または全部の売上に対して免税または減税政策の享受を放棄し、増値税専用発票を発行することができる。		

・＜政策＞増値税小規模納税者の増値税減免除など政策の明確化に関する公告（財政部・税務総局 2023 年第 1 号）

・＜政策＞増値税小規模納税者の増値税の減免除政策に関連する徴収事項の公告（税務総局 2023 年第 1 号）

## ● 増値税小規模納税者、小型微利企業及び個人事業主の「六税二費」の軽減政策

2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで、増値税小規模納税者、小型微利企業及び個人事業主に対して資源税（水資源税を除く）、都市維持建設税、不動産税、土地使用税、印紙税（証券取引印紙税を除く）、耕地占用税と教育費附加、地方教育費附加を半減して徴収する。

増値税小規模納税者、小型微利企業及び個人事業主はすでに法により資源税、都市維持建設税、不動産税、土地使用税、印紙税、耕地占用税と教育費附加、地方教育費附加などのその他の優遇政策を享受している場合には、上記の優遇政策を重ねて享受することができる。

例:A社は小型微利企業であり、「財政部、税務総局からの物流企業大口商品の倉庫施設用地の土地使用税優遇政策の継続実施に関する公告」(2023年第5号、以下5号公告と略称する)に規定された「物流企業」条件を適用する。A社現地の土地使用税の税額基準は20元/平方メートルであり、当該企業が所有する大口商品の倉庫施設の用地面積は10,000平方メートルである。5号公告の規定に従って、土地使用税を50%にする減算徴収の優遇を適用することができる。A社はまず5号公告の倉庫施設の土地使用税優遇政策を享受し、それから軽減後の金額について「六税二費」優遇政策を享受することができる。二つの優遇政策を重ねて、軽減後の課税額は: $20 \times 10000 \times 50\% \times 50\% = 50000$ 元である。

小型微利企業の判定は、企業所得税の確定申告の結果を基準とする。増値税の一般納税者として登録された新規設立企業は、国家の非制約・禁止業種に従事し、且つ同時に申告期間の先月末の従業員数が300人を超えず、資産総額が5000万人民币元を超えない二つの条件に満たす場合には、初回の確定申告を行う前に小型微利企業として、当該優遇政策を享受することができる。

例:A社は2022年6月に設立され、国家の非制約・禁止業種に従事し、12月1日に増値税一般納税者として登録され、2023年3月31日の従業員数、資産総額はそれぞれ280人と4500万元である。A社は規定に基づいて2023年4月10日に2023年3月分の資源税と2023年1-3月分の不動産税を申告する時に、2022年度の企業所得税の確定申告をまだしていない場合には、4月の先月末即ち2023年3月31日の従業員数、資産総額の二つの条件に基づいて、「小型微利企業」として「六税二費」の軽減優遇を適用できるかどうかを判断する。この例では、A社の2023年3月31日の従業員数は300人を超えず、資産総額は5000万人民币元を超えないため、「六税二費」の軽減優遇を適用できる。

本公告公布前に納付した税金・費用がある場合には、納税者の後日の税金で控除することができる、或は、手続きにより還付の申請をすることができる。公告日前に抹消届出出した企業は、遡って当政策を享受することはできない。